

(素案)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

第3次宮崎県動物愛護管理推進計画

令和3年4月
(2021年4月)

宮 崎 県

35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72

宮崎県動物愛護管理推進計画 目次

73		
74		
75	第1章 動物愛護管理推進計画の考え方	
76	1 計画策定の趣旨	1
77	2 計画の位置づけと性格	2
78	3 計画期間と進行管理	2
79	4 計画の基本方向	2
80	(1) 動物の適正飼養管理の推進	
81	(2) 動物愛護の普及啓発と定着	
82	(3) 県民参加と協働による動物愛護管理推進体制の構築	
83	5 関係者の役割	4
84	(1) 動物の飼養者の役割	
85	(2) 県の役割	
86	(3) 市町村の役割	
87	(4) 一般社団法人宮崎県獣医師会の役割	
88	(5) 国立大学法人宮崎大学の役割	
89	(6) 警察の役割	
90	(7) 動物愛護団体等の役割	
91	(8) 動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティアの役割	
92	(9) 動物取扱業者の役割	
93	(10) 動物園等の動物展示施設の役割	
94	(11) 学校等教育関係機関の役割	
95	(12) 県民の役割	
96	6 宮崎県の動物愛護管理の現況	5
97	(1) 動物愛護管理関係指標の現況	
98	① 法第35条に基づく犬及び猫の引取り数	
99	② 犬及び猫の殺処分数	
100	③ 不適切な管理に起因する苦情相談受付件数	
101	④ 所有明示（個体識別）措置	
102	【参考】宮崎県動物愛護管理推進計画の目標達成状況について	8
103	(2) 動物愛護管理施設の現況	
104	7 各種施策推進の中核拠点としての動物愛護センターの活用	11
105	8 動物愛護管理施策の体系	11
106		
107		
108		
109		
110		

111	第2章 課題と具体的な取組	
112	1 動物の飼養者等による適正な飼養管理の普及啓発	14
113	【現状と課題】	
114	【推進の方向と具体的施策】	
115	(1) 動物の適正な飼養管理の推進	
116	(2) 啓発活動の強化	
117	2 県民への動物愛護意識の普及啓発	17
118	【現状と課題】	
119	【推進の方向と具体的施策】	
120	(1) 動物の終生飼養の責務、遺棄や虐待防止等動物愛護の普及啓発	
121	(2) 啓発活動の強化	
122	3 県民参加型の動物愛護推進のための体制づくり	19
123	【現状と課題】	
124	【推進の方向と具体的施策】	
125	(1) 動物愛護推進員の委嘱と行動計画の充実	
126	(2) 動物愛護関係ボランティアの育成と強化	
127	(3) 動物愛護関係者の資質向上	
128	4 犬及び猫の引取り業務の改善と終生飼養の推進	21
129	【現状と課題】	
130	【推進の方向と具体的施策】	
131	(1) 引取り削減のための終生飼養の支援	
132	(2) 高齢者のペット飼養支援	
133	5 譲渡の推進	23
134	【現状と課題】	
135	【推進の方向と具体的施策】	
136	(1) 「みやざきドッグ愛ランド」譲渡システムの推進と普及啓発	
137	(2) 保護、引取りした犬及び猫についての譲渡推進のための取組	
138	(3) 第二種動物取扱業等ボランティアとの協働	
139	(4) 飼養者の資質向上	
140	6 飼い主のいない猫対策の推進	26
141	【現状と課題】	
142	【推進の方向と具体的施策】	
143	(1) 飼い主のいない猫対策の普及啓発	
144	(2) 地域における飼い主のいない猫対策の推進	
145	(3) 市町村と動物愛護団体等との連携の推進	
146	7 学校教育との連携 ～いのちの教育等の拡充～	28
147	【現状と課題】	
148	【推進の方向と具体的施策】	

149	(1) 「いのちの教育」の推進と拡充	
150	(2) 幼児・児童・生徒に対する動物とのふれあいや適正飼養についての普及啓発	
151	8 動物愛護団体との連携と支援	30
152	【現状と課題】	
153	【推進の方向と具体的施策】	
154	(1) 動物愛護団体等への連携、支援	
155	(2) 動物愛護団体等の連携強化	
156	9 多頭飼育問題や虐待等不適正な飼養への対応	32
157	【現状と課題】	
158	【推進の方向と具体的施策】	
159	(1) 多頭飼育問題への対応強化	
160	(2) 動物の遺棄・虐待への対応強化	
161	10 動物取扱業者の適正化	34
162	【現状と課題】	
163	【推進の方向と具体的施策】	
164	(1) 動物取扱業者への適正飼養管理の指導	
165	(2) 動物取扱業者との動物愛護管理活動の連携	
166	(3) 動物取扱業者の資質向上	
167	11 特定動物・産業動物・実験動物の適正な取扱いの推進	36
168	【現状と課題】	
169	【推進の方向と具体的施策】	
170	(1) 特定動物飼養者の資質向上	
171	(2) 畜産業者等に対する普及啓発	
172	(3) 実験動物の適正な取扱いに係る普及啓発の実施	
173	12 動物由来感染症対策	38
174	【現状と課題】	
175	【推進の方向と具体的施策】	
176	(1) 動物由来感染症に関する正しい知識の普及	
177	(2) 動物由来感染症のモニタリング等	
178	(3) 宮崎大学との連携	
179	(4) 動物由来感染症発生時の対応整備と医療・獣医療機関のネットワーク構築	
180	13 災害等非常時対策	40
181	【現状と課題】	
182	【推進の方向と具体的施策】	
183	(1) 飼い主の自助力・共助力向上	
184	(2) 災害対策に備えた県、獣医師会、市町村及び関係団体との連携	
185	(3) 災害時の動物救護対策	
186	(4) 特定動物の災害時対策の徹底	

187 (5) 非常時における支援の充実

188

189 **第3章 目標設定と進捗状況管理**

190 **1 動物愛護管理推進目標の設定** 4 3

191 (1) 犬及び猫の殺処分数

192 (2) 犬及び猫の返還・譲渡率

193 (3) 動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティア数

194 (4) いのちの教育や動物愛護教室等の履修児童数

195 **2 進捗状況管理** 4 4

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

第1章 動物愛護管理推進計画の考え方

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化が進行する中で、癒しをペット動物に求める気風がより一層高まっています。

とりわけ、従来の愛玩動物としてではなく、人生の伴侶動物、いわゆる「コンパニオンアニマル」としての役割をペット動物が担うようになり、飼い主の心を癒し、さらに生きる支えにもなる存在として位置付けられています。

しかしながら、一方では不適切な動物の飼養管理により、近隣の人々へ迷惑や危害を及ぼしたり、一部の無責任な飼養者による動物の遺棄、虐待などの問題も依然として後を絶ちません。

「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下「法」という。）」では、動物が「命ある存在である」ということを基本に、動物の適正な取扱いや飼養管理を行うことにより、人と動物とのより良い絆を作り、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るとともに動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的のひとつとしています。

「宮崎県動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）」は、法第5条の規定に基づき国が策定し平成18年10月31日に告示、令和2年4月に改正された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）（以下「基本指針」という。）」に即したものであります。「人と動物が真に共生する地域社会」の実現を図るためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、全ての動物の所有者又は占有者は、その社会的責任を十分自覚し、人の生命、身体又は財産の侵害や生活環境の保全上の支障を防止する必要があります。

その上で、この計画は、県民ひとりひとりの中に動物の命を尊重する考え方及び態度を醸成し、動物に対する社会的な責任を自覚した上での適正な飼養等を普及させるため、動物の飼養者、県、市町村、関係機関・団体、地域、県民等の役割や、今後取り組むべき方策を明確にし、相互に連携しながら推進すべき動物愛護に関する施策を具体的に示したものになります。

県民ひとりひとりの中に、動物の命を尊重する考え方及び態度を醸成し、動物に対する社会的な責任を自覚した上での適正な飼養等を普及させることにより、適切な動物の愛護及び管理の基盤となる県民共通の理解を形成することで、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現を図ります。

この計画では、純粋な野生動物は除いた、家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物（特定動物）等人の占有に係る動物が幅広く対象とされています。

263

264

2 計画の位置づけと性格

265

266

267

268

269

270

271

「人と動物が真に共生する地域社会」の実現を図るため、多くの県民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促していく施策を、学校、地域、家庭等において展開する必要があります。このためには、社会を構成する全ての当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進するとともに、県民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、目指す社会の姿や動物の取扱いに関する行為規範の在り方について、中長期的に検討していく必要があります。

272

273

274

275

この計画は、県の実情を踏まえ、県の動物愛護管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、県、市町村、民間の連携による計画的かつ統一的な施策遂行を図るためのものです。

276

277

278

279

この計画の実現には、動物の飼養者が社会的責任を十分自覚し、適正な飼養等を実践することを第一として、動物の飼養者、行政や関係機関・団体、地域や県民など、多様な関係者の連携や実践行動等が不可欠であり、地域での日常生活の様々な場面において協働による施策の推進が望まれます。

280

281

282

283

そのため、これまで県主体としてこの計画を推進してきましたが、法改正を重ねるごとに飼養者の責務も重くなってきたことより、第3次を迎える本計画から飼養者に重点を置いた計画とし、行政はその取組を協力・支援していくこととしています。

284

285

286

287

288

なお、中核市である宮崎市は、その権限に基づき独自に動物愛護管理業務を実施していますが、この計画を実施するにあたっては、県と宮崎市とが連携をとりながら計画に基づく施策を実施することで、県全体として一体性を持った施策を推進していきます。

289

3 計画期間と進行管理

290

291

292

この計画の期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とし、計画の進行状況等については、毎年度、計画の達成状況を点検し、施策に反映させることとします。

293

294

295

また、基本指針の見直しが概ね5年を目処に行われることとなっておりますので、これに合わせた見直しを必要に応じて行うものとします。

296

4 計画の基本方向

297

298

299

300

「人と動物が真に共生する地域社会」の実現を図り、それを通して究極目標である「犬猫の殺処分ゼロ」を目指すため、動物愛護管理行政を充実させ、各種動物愛護事業において総合的な取組を行い、動物の適正な愛護及び管理を推進します。

301
302 (1) 動物の適正飼養管理の推進
303 動物を適正に飼養し管理することは飼養者の責務であり、飼養している
304 動物の健康と安全を保持し、人の生命や財産への危害を防止し、動物の飼
305 養による他人への迷惑防止に常に留意することは飼養者に課せられた重要
306 な責任です。また、飼養する動物への不妊去勢手術や所有明示措置を講じ、
307 動物の命が尽きるまで飼養する「終生飼養」も飼養者の重要な責任となっ
308 ており、命ある動物を飼養することは社会的にも責任の大きなものとなっ
309 ています。

310 しかしながら、近年、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり行為に
311 より、周辺的生活環境が損なわれる事態や動物の愛護及び管理上好ましく
312 ない事態を引き起こす場合があります、動物の適正飼養管理に関する認識は、
313 いまだ不十分であると言わざるをえません。

314 適正飼養管理については、家庭動物だけに限ったことではなく、展示動
315 物、実験動物、産業動物、特定動物等幅広い動物に対して行っていく必要が
316 あります。

317 このようなことから、県、市町村、関係機関・団体、動物取扱業者、ボラ
318 ンティア等が連携し、飼養動物については飼養者責任の明確化を行うとと
319 もに動物の適正飼養管理の徹底に関する啓発とモラル向上に取り組み、「人
320 と動物が真に共生する地域社会」づくりを進めていく必要があります。

321
322 (2) 動物愛護の普及啓発と定着

323 動物が命ある存在であることを踏まえ、広く県民の間に動物を愛護する
324 気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操等の涵養を図るとともに、動
325 物の終生飼養、動物の虐待や遺棄の防止、動物の適正な取扱いについて、動
326 物の飼養者、県、市町村、関係機関・団体、地域等、多くの関係者が連携し
327 て、教育活動や広報活動などを通じ、県民への動物愛護思想の普及啓発に
328 努め、日常生活への定着に取り組めます。

329 特に、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、これから社会を担う子
330 どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の
331 経験が重要であることから、今後、子どもへの教育活動に関する取組の強
332 化が必要です。

333
334 (3) 県民参加と協働による動物愛護管理推進体制の構築

335 動物の愛護と管理をめぐる課題に、地域の実情も踏まえて効果的に取り
336 組むためには、行政内の部局間のみならず、県、市町村等の行政機関、獣医
337 師会、企業、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団
338 体・調査研究機関、地域ボランティア等の適切な役割分担の下に、動物の愛

339 護及び管理に関する関係者のネットワークが県、市町村、及び地域のレベ
340 ルにおいて重層的に作られていくようにする必要があります。

341

342 5 関係者の役割

343 (1) 動物の飼養者の役割

344 動物の飼養者は、飼い犬の登録や狂犬病予防注射など法令を遵守し、動物
345 が命ある存在であることを十分に認識して終生飼養に努めるとともに、動
346 物が生活環境の保全上の支障を生じさせることがないように適正な飼養管理
347 に努め、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現のために飼養者責任に
348 ついて十分理解し、それを実行します。

349 (2) 県の役割（宮崎市含む（※））

350 県は動物愛護管理推進の中核として、市町村、関係機関・団体、ボランテ
351 ィア等との緊密な連携のもと動物愛護管理推進体制を構築するとともに、
352 この計画全体の進行管理を行います。

353 （※）宮崎市は中核市として動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく
354 事務を県から権限移譲を受けているため。

355 (3) 市町村の役割

356 市町村は、この計画に基づき、地域の実情に応じた、きめ細やかな主体的
357 取組を行い、動物の飼養者や住民に対する普及啓発を推進します。

358 (4) 一般社団法人宮崎県獣医師会の役割

359 一般社団法人宮崎県獣医師会（以下「獣医師会」という。）は公益的な職
360 能団体としてその専門的な立場から、動物の保健衛生及び適正管理、災害
361 対策等の普及啓発の面からこの計画を推進します。

362 (5) 国立大学法人宮崎大学の役割

363 国立大学法人宮崎大学（以下「宮崎大学」という。）は、研究機関として
364 その専門的な立場から、動物由来感染症についての最新知見の提供や技術
365 的支援により、この計画を推進します。

366 (6) 警察の役割

367 警察は、関係機関からの求めに応じた動物虐待等事犯への対応により、こ
368 の計画の推進に協力します。

369 (7) 動物愛護団体等の役割

370 動物愛護団体等（動物の愛護及び管理に関する社会的な活動を行っている
371 個人的なグループ等も含む。）は、この計画の推進にあたり、行政と連携
372 しつつ飼養者に対し実施可能な支援及び協力を行います。

373 (8) 動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティアの役割

374 動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティアは、日常的な活動を通じて
375 この計画を推進します。

376 (9) 動物取扱業者の役割

377 動物取扱業者は、自らが動物の適正な飼養管理を行うことはもとより、そ
378 の業務を通じて顧客等に対して正しい知識の提供と普及啓発に努め、この
379 計画の推進に協力します。

380 (10) 動物園等の動物展示施設の役割

381 動物園をはじめとする展示動物関係施設は、その業務を通じて動物愛護
382 の普及啓発に努め、この計画の推進に協力します。

383 (11) 学校等教育関係機関の役割

384 学校をはじめとする教育関係機関は、幼児・児童・生徒に対する動物愛
385 護教育に努め、この計画を推進します。

386 (12) 県民の役割

387 県民は、この計画を理解し、「人と動物が真に共生する地域社会」の実
388 現のために必要な協力を行います。

389

390 6 宮崎県の動物愛護管理の現況

391 (1) 動物愛護管理関係指標の現況

392 ① 法第35条に基づく犬及び猫の引取り数

393 平成20年度に策定した犬及び猫の引取り数を平成29年度までに平
394 成18年度に比較して半減させる目標を達成するために、犬及び猫の飼
395 養者がやむを得ず継続して飼養できなくなった場合には、適正飼養でき
396 る者に譲渡するよう啓発及び指導を行い、新たな飼養者が見つからない
397 場合に限り、引取りを行ってきました。

398 結果、令和元年度には、平成18年度に比較して、犬については97%
399 減、猫については97%減となっています(表1)。

400 しかしながら、未だに動物の生態、習性及び生理に関する知識不足、住
401 宅環境及び家族構成の変化や寿命等を考慮せずに動物を飼養した結果、
402 引取りを依頼する事例が見受けられます。

403

404 表1 犬及び猫の引取り数の推移(平成18年度～令和元年度)

	平成18年度	平成24年度	令和元年度
犬の引取り数	2, 117	692	62
猫の引取り数	3, 709	1, 514	89
合計	5, 826	2, 206	151

405 (単位は頭・匹)

406

407 ② 犬及び猫の殺処分数

408 令和元年度の犬及び猫の殺処分数は、犬が114頭、猫が344匹とな
409 っています(負傷動物として、犬2頭、猫211匹を含みます。)

平成18年度と比較して、犬については96%減、猫については90%減となっています（表2）。

表2 犬及び猫の殺処分数の推移（平成18年度～令和元年度）

	平成18年度	平成24年度	令和元年度
犬の殺処分数	3, 476	1, 028	114
猫の殺処分数	3, 709	2, 024	344
合計	7, 185	3, 052	458

（単位は頭・匹）

また、基本指針により自治体の犬猫の殺処分について3つに分類されることとなりました。その3分類に基づく、本県の令和元年度殺処分実績は表3のとおりです。

表3 殺処分の3分類と令和元年度犬及び猫の殺処分実績（県市合計）

殺処分の3分類	犬殺処分数	猫殺処分数	合計
①譲渡することが適切ではない （治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）	87 (0)	89 (31)	176 (31)
②①以外の処分（譲渡先の確保 や適切な飼養管理が困難）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
③引取り後の死亡	27 (2)	255 (180)	282 (182)
合計	114 (2)	344 (211)	458 (213)

() 内は負傷動物として収容した犬猫の内訳

（単位は頭・匹）

【参考】環境省策定の基本指針等による「殺処分数」の分類

① 譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）

（定義）

希望者又は愛護団体等に譲渡することが、法第1条及び第2条の趣旨に照らして適切ではない又は譲り受けた者が法第7条第1項の責務を果たすことが極めて困難と自治体の獣医師が判断したため、殺処分を行った動物

② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

（定義）

①以外の理由により譲渡又は保管が困難である、と判断したため、殺処分を行った動物

③ 引取り後の死亡

（定義）

都道府県知事等が法第35条第1項及び第3項に基づく引取り、狂犬病予防法に基づく抑留又は、条例に基づく収容を行った後、その運搬、飼養管理中に殺処分以外の原因で死亡した動物

（*）定義は環境省作成の動物愛護管理行政事務提要より引用

424
425 ③ 不適切な管理に起因する苦情相談受付件数
426 県や市町村には、犬の放し飼いや不妊去勢措置を伴わない猫への無責
427 任な餌やりに代表される不適切な動物の管理に起因する様々な苦情が数
428 多く寄せられています（表4）。また、近年、県民の動物愛護気運の醸成
429 により離乳前の子猫や負傷動物についての相談件数が増えてきており、
430 これらの根本的解決のための施策が必要とされています。
431
432
433
434
435
436
437
438

表4 苦情相談受付件数（平成18年度～令和元年度）

	平成18年度	平成24年度	令和元年度
犬の苦情相談件数	3, 383	2, 292	1, 742
猫の苦情相談件数	未集計	1, 016	1, 968
合計	3, 383 (犬のみ)	3, 308	3, 710

(単位は件)

440

441

442

④ 所有明示（個体識別）措置

443

法で動物の所有者又は占有者の責務として規定されている所有明示措置（名札やマイクロチップの装着等）については、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にします。

444

445

446

しかしながら、行政が保護するほとんどの犬猫が所有明示措置をなされていません。

447

【参考】宮崎県動物愛護管理推進計画の目標達成状況について

1 第1次宮崎県動物愛護管理推進計画（平成20年度～平成29年度）

(1) 犬及び猫の引取り数

法第35条に基づく犬及び猫の引取り数について、計画策定前の平成18年度の引取り数をベースに、10年後（平成29年度）に半減させるとしていたところ、目標年度である平成29年度には犬で94%減、猫で96%減、犬猫合わせたものについても95%減となり、目標を達成しました（表5）。

表5 犬及び猫の引取り数の推移と達成状況

	平成18年度 (基準年度)	平成29年度 (目標年度)	目標年度 /基準年度比率
犬及び猫の引取り数	5, 826	256	95%減
(うち犬の引取り数)	2, 117	119	
(うち猫の引取り数)	3, 709	137	

(単位は頭・匹)

(2) 所有明示（個体識別）措置

名札やマイクロチップの装着等の所有明示措置については、目標

値を設定しておりませんが、普及啓発を行い、実施率向上を図っています。

2 第2次宮崎県動物愛護管理推進計画（平成26年度～平成35年度）

(1) 犬及び猫の殺処分数

犬及び猫の殺処分数（負傷動物を除く）について、平成35年度までに平成24年度比で3分の1に減少させることを目指してまいりました。計画の終期を迎える前に計画の改定を行ったため、直近の令和元年度実績と比較したところ、犬で91%減、猫で92%減、犬猫合わせたものについても92%減となり、目標を達成しました（表6）。

表6 犬及び猫の殺処分数の推移と達成状況

	平成24年度 (基準年度)	令和年度 (※)	(※) 年度 ／基準年度比率
犬及び猫の殺処分数	2, 844	220	92%減
(うち犬の殺処分数)	1, 018	87	
(うち猫の殺処分数)	1, 826	133	

(単位は頭・匹)

(※) 計画の終期を迎える前に改定されたため、直近の令和元年度実績と比較しています。

(2) 所有明示（個体識別）措置

名札やマイクロチップの装着等の所有明示措置については、目標値を設定しておりませんが、普及啓発を行い、実施率向上を図っています（表7）。

実施率向上のための取組として、令和元年度より動物愛護センターでは、犬の譲渡にあたりマイクロチップを装着しています。

表7 県内のマイクロチップ登録数（令和2年3月31日現在）

合計	犬	猫	その他
7, 961 (頭・匹)	6, 965	985	11

(単位は頭・匹)

451 (2) 動物愛護管理施設の現況

452 保護、あるいは引き取った犬及び猫は県内7保健所、動物愛護センター及
453 び動物保護管理所で管理しています。

454 動物愛護センターは平成29年4月に宮崎市との共同施設として開所
455 し、県内の動物愛護施策推進の中核拠点として運用しています。県内の主
456 な動物愛護管理施設の概要は表8のとおりです。

457

458 表8 県内の主な動物愛護管理施設の概要

施設名	みやざき 動物愛護センター	都城動物保護管理所	日向動物保護管理所
開所年月	平成29年4月	昭和44年4月	昭和45年4月
所在地	宮崎市清武町 木原4543-8	都城市高崎町 東霧島904-1	東臼杵郡門川町大字 加草山の神276-4
敷地面積	15,423㎡	2,751㎡	2,826㎡
建物面積	1,184㎡	298㎡	141㎡
機能 (施設・設備)	①動物の保管 ②処置・治療・手術 ③多目的スペース ・講習会 ・譲渡会 ・県民活動拠点 ④ドッグラン ・適正訓練指導 ・ふれあい ⑤災害時拠点	①動物の保管 ②処置・治療 ③適正訓練指導 ④災害時拠点	①動物の保管 ②処置・治療 ③適正訓練指導 ④災害時拠点
備考	宮崎県・宮崎市共同		

459

460 動物保護管理所は昭和40年代に建築され、かなり老朽化が進んでいる
461 ことに加え、元来、「狂犬病予防法」及び「宮崎県犬取締条例」で捕獲抑留
462 した犬を管理する施設であり、抑留期間中の疾病対策等、動物愛護の観点
463 からみると不備な部分が多いため、愛護の観点を踏まえた機能を備えるよ
464 う随時改修工事を行っています。

465 基本指針では、施策の実行を支える基盤の整備として、「地域拠点として
466 の動物愛護管理センターを始めとした動物愛護管理施設の機能の拡充等」
467 の必要性が謳われています。

468 現在、動物愛護センターを県内の中核拠点として、動物保護管理所や保健

469 所と連携し、動物愛護施策を推進しているところですが、今後も、動物保護
470 管理所を活用しつつ、機能の拡充等を行っていく必要があります。

471

472 7 各種施策推進の中核拠点としての動物愛護センターの活用

473 県では、平成29年4月に宮崎市との共同施設として、みやざき動物愛護
474 センターを開所しました。これまで、日曜犬猫譲渡会の開催やいのちの教育
475 の実施、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施などにより動物愛護精神の
476 普及啓発や、殺処分数の削減などに努めてきました。

477 令和元年の法改正において、法第37条の2により動物愛護管理センター
478 の機能について規定されたことを踏まえ、災害対応や多様な関係者の参画及
479 び協働にも役立つ地域拠点としての役割を考慮していく必要が生じました。

480 今後、動物愛護センターを中核拠点として活用し、各種施策の推進を行っ
481 ていきます（表9）。

482

483

表9 中核拠点としての動物愛護センターの主な活用例

主な項目	主な内容
動物愛護管理行政の推進拠点	施策の企画・立案、保健所等との連絡・調整等
動物愛護精神の普及啓発拠点	いのちの教育をはじめとする各種事業の実施やイベントの開催等
県民との協働拠点	動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティアや動物愛護団体等と協働するためのイベント、研修会の開催等
譲渡推進拠点	譲渡会の開催等
動物由来感染症のモニタリング拠点	宮崎大学や獣医師会等と連携した動物由来感染症の情報収集やモニタリング等の実施等
災害時等拠点	備蓄品の準備や被災動物収容のための効果的な運用方法の検討等

484

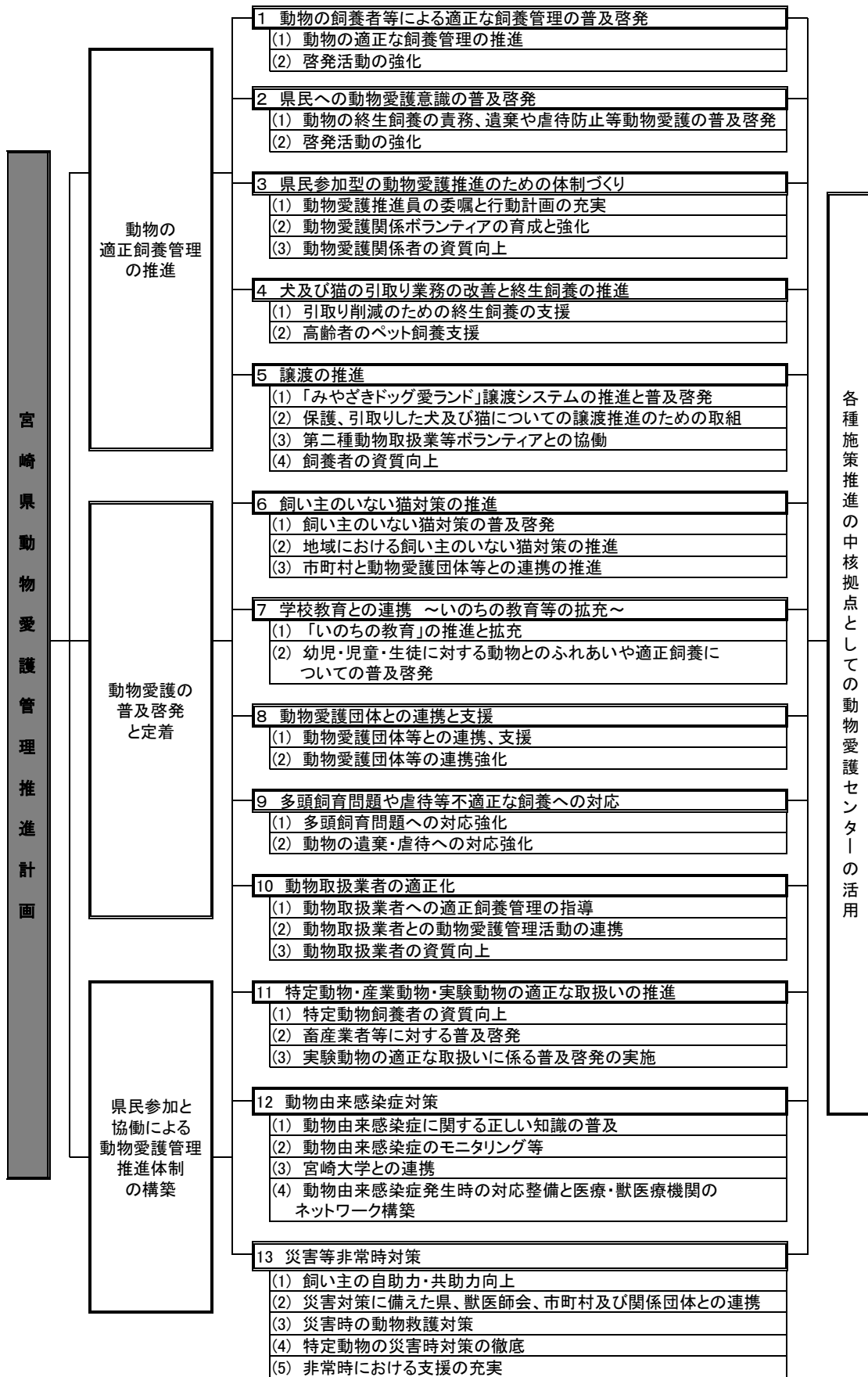
485

486 8 動物愛護管理施策の体系

487 本計画では、基本指針と本県における動物愛護管理の現況を受けて、3つの
488 基本方向と13の具体的な取組を策定して課題解決を図ります（図：動物愛護
489 管理施策の体系図）。

(計画の基本方向)

(具体的な取組)



図：動物愛護管理施策の体系図

492 **第2章 課題と具体的な取組**

493
494 本章では、「動物の適正飼養管理の推進」、「動物愛護の普及啓発と定着」、「県
495 民参加と協働による動物愛護管理推進体制の構築」の3つの基本方向のもとに、動物
496 愛護管理行政における13の主要分野に対して具体的な取組を行い、「人と動物が真
497 に共生する地域社会」の実現を図ります。

498 多様な関係者との協働により施策を推進するにあたり、分野ごとに役割分担や推進
499 体制について整理しています。役割分担表の見方については、以下のとおりです。

500 なお、各分野において主体となる関係者については役割分担表内で表中の左部分に
501 表記しています。また、関係機関・関係団体については、主体となる機関・団体があ
502 る場合は個別の機関名・団体名を記載しています。

503

【参考】課題と具体的な取組における関係者の役割の見方

◎主体：取組の中心を担う者

○協力・支援：主体に対して、協力し、取組を支援する者

△参加：主体が行う取組に参加する者

□その他：上記以外

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

1 動物の飼養者等による適正な飼養管理の普及啓発

【現状と課題】

法第7条により飼養者の責務としてその所有動物を適正に飼養するとともに、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせたり、人に迷惑を及ぼすことのないように適切な管理を行うこと、所有する動物に起因する感染性の疾病についての知識を習得し、その予防方法等について注意を払うこと及び所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めることとされています。

さらには、その所有する動物について、マイクロチップの装着等の所有明示措置を行うよう努めることが規定されていますし、従来から、犬については狂犬病予防法に基づき鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着が義務付けられています。

しかしながら、所有者不明で保護及び引取りされる犬及び猫は依然として多く、令和元年度は、犬858頭、猫824匹となっています。

また、生活環境等への苦情届出件数も依然として多く、令和元年度は、犬1,742件、猫1,968件寄せられており、そのうち、犬による咬傷事故等人への被害は、98件に上ります。

また、近年は、飼い主のいない猫への無責任な餌やり行為や繁殖制限を行わない多頭飼育問題等に起因する苦情が猫に関する苦情の多くを占めており、これらは、周辺的生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題となっています。

県では、このような適正な飼養管理の方法や疾病、特に狂犬病に関する知識の習得について、行政の持つ広報媒体を活用するとともに、市町村や獣医師会と連携し、各保健所で「飼い犬のしつけ方教室」や適正飼養教室等を通じて犬の係留措置や猫の屋内飼養等適正飼養について普及啓発に努めてきました。

しかしながら、その効果としては、まだまだ不十分と言わざるを得ません。

今後、適正飼養のための普及啓発にあたっては、対象としたい年齢層やライフスタイル等に応じた広報媒体の検討を行い、効果的に行っていく必要があります。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 動物の適正な飼養管理の推進

- ① 不妊・去勢手術等の繁殖制限措置の有用性についての理解を深め、その普及啓発について推進します。

ア リーフレット等の配布による普及啓発活動

- 560 イ 犬及び猫の繁殖制限措置に対する啓発支援
 561 ② 所有明示措置の実施について、その意義について理解を深めその普及
 562 啓発について積極的に取り組んでいきます。
 563 ア リーフレット等の配布による普及啓発活動
 564 イ マイクロチップ装着等に対する啓発支援
 565 ③ 動物の習性や健康管理に対する正しい知識の習得を行い、疾病の予防
 566 法等について理解を深める機会を提供します。
 567 ア 動物の適正飼養管理講習会の実施
 568 イ リーフレット等の配布による普及啓発活動の強化
 569 ④ 猫の飼養者等に対し、「屋内飼養」の普及啓発に取り組みます。
 570 ア 環境省告示の「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発
 571 ⑤ 家庭動物の正しい飼い方についての知識を普及啓発します。
 572 ア 適正訓練教室の開催
 573 イ リーフレット等の配布による普及啓発活動
 574

	飼養者	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	県民
①ア	○	◎	◎	◎	○	◎	○
①イ	◎	◎	◎	○	○	○	○
②ア	○	◎	◎	○	○	◎	○
②イ	◎	◎	○	◎	○	○	○
③ア	○	◎	○	○	○	○	○
③イ	○	◎	○	○	○	○	○
④ア	○	◎	◎	○	○	◎	○
⑤ア	◎	◎	○	○	○	○	○
⑤イ	○	◎	◎	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

- 575
 576
 577 (2) 啓発活動の強化
 578 ① 動物の適正な飼養管理についての普及啓発に関する市町村の取組を
 579 強化します。
 580 ア 動物愛護週間事業における啓発活動の強化
 581 イ 動物愛護管理関係情報の提供機能の強化
 582 ウ 県・市町村・獣医師会との連携強化
 583 エ 動物愛護推進員との連携強化
 584 オ 啓発方法の検証と検討
 585

	飼養者	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	県民
①ア	○	○	◎	○	○	○	○
①イ	○	○	◎	○	○	○	○
①ウ	○	◎	◎	◎	○	○	○
①エ	○	◎	◎	○	○	◎	○
①オ	○	◎	◎	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615

2 県民への動物愛護意識の普及啓発

【現状と課題】

本県では、これまで年間を通して動物愛護意識の県民への普及啓発に努めるとともに、法第4条に規定される動物愛護週間（9月20日～26日）においては、これまで多様な関係者の協力を得ながら、「動物愛護啓発事業」を行ってきました。

現在、県内では身近な家庭動物として約6万頭の犬が狂犬病予防法に基づき登録されています。

猫については、そのような集計はありませんが、（一社）ペットフード協会の推計では猫の飼養頭数は年々増加傾向にあり、全国で約980万頭の猫が飼われており、宮崎県でも相当数の猫が飼われているとみられます。

そこで、動物愛護に対する意識の浸透度合いを推し量る指標ともいえる犬及び猫の引取り頭数について見てみると、平成24年度の2,206頭に対して、令和元年度には、151頭と減少しており、動物愛護に対する意識について一定の浸透が窺われます。

一方で、基本指針によると、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり、国民共通の理解の形成は未だ至っていないことが示されております。県においても同様の状況であると言えます。

県民全体への動物愛護意識の普及啓発にあたっては、「責任ある飼養者」の育成を前提とした上で、地域住民共通の理解の形成からはじめて行く必要があります。これにより、多くの県民が動物愛護について考え、共感を得られることができれば、法の目的である「人と動物が真に共生する地域社会」の実現が可能となります。

そのためには、多角的な視点、証拠に基づく効果的な普及啓発を検討していく必要があります。

【推進の方向と具体的施策】

（1）動物の終生飼養の責務、遺棄や虐待防止等動物愛護の普及啓発

- ① 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法を普及啓発し、「責任ある飼養者」を育成するとともに、動物の終生飼養の徹底及び遺棄や虐待のない社会環境を作り、育てます。

ア 動物愛護啓発事業の開催

イ 環境省告示の「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発

ウ 犬及び猫の終生飼養に対する啓発活動

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	◎	○	○	○	○
①イ	◎	◎	○	○	○	○	○
①ウ	◎	◎	○	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

652

653

654

(2) 啓発活動の強化

655

① 動物愛護の普及啓発に関する市町村の取組を強化します。

656

ア 市町村の動物愛護普及啓発担当窓口の明確化

657

イ 動物愛護週間事業における啓発活動の強化

658

ウ 動物愛護管理関係情報の SNS 等を活用した提供機能の充実

659

エ 県・市町村・獣医師会との連携強化

660

オ 啓発方法の検証と検討

661

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	○	◎	○	○	○	□	□
①イ	◎	○	○	○	○	○	○
①ウ	◎	○	○	○	○	○	○
①エ	◎	◎	◎	○	○	□	□
①オ	◎	◎	○	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

662

663

664

665

666

667

668

669

670

671

672

673

674

675

676

3 県民参加型の動物愛護推進のための体制づくり

【現状と課題】

法第38条では、「都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。」と規定されています。

動物愛護推進員が行う活動としては、動物の愛護と適正飼養の重要性についての啓発活動の実施、繁殖制限等の措置に関する助言、譲渡の斡旋等、法に規定された活動を行うこととなっています。このように、行政より住民の身近にいる動物愛護推進員には、行政の手の届かない地域に根付いた形での普及啓発や不適正飼養の事案等の早期探知等という重要な役割が期待されます。

しかしながら、県の現状を見た場合、動物愛護推進員の人数は平成24年度31名に対して、令和元年度現在31名と、地域に根付いた活動や熱意のある住民について、確実な把握ができていないのが現状であり、動物愛護推進員活動に対する県民の理解や推進員制度の普及も十分とは言えません。

動物愛護を県民運動として高揚発展させていくためには、広く動物愛護推進員を委嘱し、このような地域に根付いた取組を県全体に広げていくことにより、自発的に意識を変えていくことが重要です。

そういう意味でも動物愛護推進員の活動は極めて重要な役割を果たすこととなりますが、現状では行政によるそのような取組への技術的支援は十分とは言えず、今後地域での活動状況の把握、活動への技術的な支援体制について取り組んでいく必要があります。

また、施策実行にあたり、行政単独での達成は困難であることより動物愛護関係ボランティアを積極的に育成、強化し、動物愛護推進を図る必要があります。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 動物愛護推進員の委嘱と行動計画の充実

① 推進員制度の理解と普及を推進します。

- ア 県及び市町村の広報の積極的な活用
- イ リーフレット等の配布による普及啓発活動
- ウ 動物愛護推進員の委嘱対象の拡大

② 推進員活動をより効果的に実施するため、必要な技術的支援を行うとともに、推進員の委嘱推進に努めます。

- ア 推進員養成研修会の開催
- イ 推進員実務研修会の開催
- ウ 推進員活動マニュアルの作成

715
716

エ 推進員活動を支援するための市町村への活動支援窓口の設置

	推進員・団体 ボランティア	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	飼養者	県民
①ア	◎	◎	◎	○	○	○	○
①イ	◎	◎	○	○	○	○	○
①ウ	○	◎	○	○	○	○	△
②ア	◎	◎	○	○	○	△	△
②イ	◎	◎	○	○	○	○	○
②ウ	○	◎	○	○	○	○	○
②エ	○	○	◎	○	○	□	□

717
718

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

719

(2) 動物愛護関係ボランティアの育成と強化

720

① 動物愛護関係ボランティアの充実を図ります。

721

ア 動物愛護関係ボランティアの募集

722

イ 動物愛護関係ボランティアの資質向上のための研修の実施

723

	推進員・団体 ボランティア	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	飼養者	県民
①ア	◎	◎	○	○	○	□	□
①イ	◎	◎	○	○	○	□	□

724
725

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

726

(3) 動物愛護関係者の資質向上

727

① 行政担当者、教育関係者等の資質向上のための研修を実施します。

728

ア 県・市町村の行政担当者研修会の実施

729

	推進員・団体 ボランティア	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	飼養者	県民
①ア	○	◎	◎	○	○	□	□

730
731

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

732

733

734

735

4 犬及び猫の引取り業務の改善と終生飼養の推進

【現状と課題】

法第35条第1項では、都道府県等は、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合を除いては、所有者のいる犬又は猫について引き取らなければならないとされています。

この規定に基づく、県内の飼い犬及び飼い猫の引取り頭数は、平成24年度は2,206頭であり、令和元年度には、151頭となっています。

一方で、法第7条第4項では、「動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養することに努めなければならない。」と記されており、いわゆる“終生飼養”が飼養者には求められているところです。終生飼養とは一概に一飼養者が継続して飼養することのみを表すものではなく、現在の飼養者が適切に飼養管理できない場合に、譲渡等により新たな飼養者が適切に飼養することも、終生飼養の趣旨に適合するものであると考えられており、新たな飼養者探しのための支援が必要となります。

また、近年の引取り業務においては、依然として飼養者の身勝手な理由による引取り相談は一定数あるものの、実際の引取りにあたっては、その理由として飼養者の死去や飼養者の高齢化等に起因する健康上の問題によるものが多い状況にあります。しかし、このことをもって高齢者によるペットの飼養を妨げるのではなく、ペットを飼養することによる生活の潤いや安らぎがもたらされること、また、ペットとの散歩により体力的な衰えの予防が図れる等の効果が期待できることから、飼養支援の必要性もあると考えられます。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 引取り削減のための終生飼養の支援

① ペット飼養者に対する飼養管理に係る助言を行い、終生飼養を推進します。また、現在の飼養者が適切に飼養管理できない場合に、新たな飼養者を探す支援をすることにより、終生飼養を推進します。

ア ペット飼養者への飼養管理に係る助言

イ ペット飼養者への終生飼養に関する普及啓発

ウ 「みやざきドッグ愛ランド」等ホームページへの掲載や譲渡会の開催による新たな飼養者探しの支援

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	◎	◎	○	◎	◎	□
①イ	◎	◎	◎	○	◎	◎	□
①ウ	◎	○	○	○	◎	◎	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784

(2) 高齢者のペット飼養支援

① ペットの飼養を継続することに不安を抱えている高齢者に対して、ペットの飼養について適切な助言を行うことにより終生飼養を支援します。

ア 高齢者のペット飼養者への普及啓発

イ 県・市町村福祉部局等と連携して、飼養継続に不安を抱えている高齢者の早期探知と適切な助言の実施

ウ 高齢者のペット飼養者に対する飼養に係る助言ができる人材の育成

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	◎	○	○	◎	◎	□
①イ	◎	◎	○	○	◎	◎	□
①ウ	◎	◎	○	○	◎	○	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799

800 5 譲渡の推進

801

802 【現状と課題】

803 保護、引取りした犬及び猫については、国が定めた「犬及び猫の引取り並び
804 に負傷動物等の収容に関する措置」の中で、家庭動物又は展示動物として適
805 性のあるものについては、譲渡希望者等を募集するなどして、できるだけ生
806 存の機会を与えるよう努めることと定められています。

807 また、保護、引取りした犬及び猫等については、必要に応じて治療を行うこ
808 とが定められています。

809 飼えなくなった犬及び猫に対し、少しでも生存の機会を与えるため、県で
810 は平成13年度から県独自の再飼養支援システムである「みやぎきドッグ愛
811 ランド」を県庁ホームページに開設し、飼養者が次の飼養者を探す橋渡しを
812 行うことで不幸な犬及び猫を少しでも減らす事業に取り組んできました。

813 「みやぎきドッグ愛ランド」へのアクセス数は年々増加し、令和元年度は
814 約209万件のアクセスがあり、今後も広く活用していただけるよう取り組
815 んでいかなければなりません。

816 また、平成29年4月の動物愛護センター開所以降、日曜譲渡会の開催や
817 民間企業と連携した臨時譲渡会を開催し、譲渡の推進に努めています。

818 譲渡希望者が見つかりにくい高齢犬猫や負傷犬猫の譲渡にあたっては、第
819 二種動物取扱業を始めとしたボランティア等と積極的に協働し、譲渡の推進
820 を図っていきます。

821

822 【推進の方向と具体的施策】

823 (1) 「みやぎきドッグ愛ランド」譲渡システムの推進と普及啓発

824 ① 県民に対し、本システムの認知度を高めるための広報活動を強化しま
825 す。また、効果的な譲渡推進や普及啓発が行えるよう定期的に本システム
826 を改修します。

827 ア 保健所や市町村の広報誌等の活用促進

828 イ リーフレット等の配布やSNS等による周知

829 ウ 本システムの改修による機能追加

830

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	◎	○	○	○	○	○
①イ	◎	○	○	○	○	○	○
①ウ	◎	□	□	□	□	□	□

831 ◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

- 832
- 833 (2) 保護、引取りした犬及び猫についての譲渡推進のための取組
- 834 ① 行政で引き取った犬及び猫についての一般譲渡を行います。また、行
- 835 政からの犬猫譲受者に対し、獣医師会と連携して、譲渡後の初回健康観
- 836 察の支援やかかりつけ獣医師を推進し、譲渡後の終生飼養を推進し
- 837 ます。
- 838 ア 譲渡会の実施
- 839 イ 譲渡後の初回健康観察及び不妊去勢手術の支援やかかりつけ獣医
- 840 師の推進
- 841 ウ 譲渡情報の発信媒体の検討
- 842
- 843 ② 離乳前動物の飼養強化や負傷動物の治療、収容中の疾病対応への強化
- 844 により、譲渡推進を図ります。
- 845 ア 動物愛護センターでの離乳前動物の飼養強化及び負傷動物等の治
- 846 療強化
- 847 イ 動物愛護センターでは治療困難な収容動物に対する宮崎大学や獣
- 848 医師会との連携による高度獣医療の提供
- 849
- 850 ③ 収容動物への馴化、適正訓練の強化により譲渡推進を図ります。
- 851 ア 犬の馴化、適正訓練の強化
- 852

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	宮崎大学	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	○	○	○	◎	○	○
①イ	◎	○	◎	○	○	○	○	○
①ウ	◎	○	○	○	○	○	○	○
②ア	◎	○	○	○	○	○	○	○
②イ	◎	○	◎	◎	○	○	□	□
③ア	◎	○	◎	○	○	◎	□	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

- 853
- 854
- 855 (3) 第二種動物取扱業等ボランティアとの協働
- 856 ① 第二種動物取扱業をはじめとしたボランティア等との協働をとおり、
- 857 譲渡を推進していきます。
- 858 ア ボランティアとの協働による譲渡の推進
- 859 イ ミルクボランティアの活用拡大
- 860 ウ 馴化のための預かりボランティアの活用

861

	推進員・団体 ボランティア	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	飼養者	県民
①ア	◎	◎	○	○	○	○	○
①イ	◎	◎	○	○	○	○	○
①ウ	◎	◎	○	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

862

863

864

(4) 飼養者の資質向上

865

① 譲渡後の飼養状況等を把握し、助言等のアフターケアを充実させます。

866

ア 譲受者からの譲渡後連絡票による飼養状況把握

867

イ 譲受者への飼養における技術的支援

868

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	○	○	○	◎	□
①イ	◎	○	○	○	○	◎	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

869

870

871

872

873

874

875

876

877

878

879

880

881

882

883

884

885

886

887

888

889 6 飼い主のいない猫対策の推進

890

891 【現状と課題】

892 県等における犬猫の収容のうち、猫の占める割合は高く、さらにその収容
893 頭数の79%（令和元年度実績）が所有者不明の子猫（離乳前の子猫や負傷
894 猫）として収容されたものになります。

895 また、「捨て猫（子猫）の相談」や「野良猫の飼育に関する相談」等、飼
896 い主のいない猫に起因する苦情が多くなっています。

897 猫に関わる問題を解決するためには、飼い猫の適正飼養（屋内飼養の徹底、
898 不妊去勢手術の実施、所有明示措置）の推進と併せて、飼い主のいない猫対
899 策の推進が必要です。

900 飼い主のいない猫対策として、特定の飼養者のいない猫に繁殖制限措置を
901 施し、地域の住民たちが主体となり、協力して世話・管理することで問題を
902 解決する、いわゆる「地域猫活動」は、従前より地域住民や動物愛護団体等
903 が取り組んでおり、県等でも平成29年度の動物愛護センター開所後、地域
904 住民・行政・動物愛護団体等が一体となってこの活動に取り組んできたところ
905 です。

906 しかし、一方で、不妊去勢の施術を伴わない無責任な餌やりによる周辺の
907 生活環境の悪化も未だに見られます。

908 このため、飼い主のいない猫対策に対する県民の認知度・理解度の向上の
909 ための普及啓発を推進するとともに、地域住民と飼い主のいない猫が真に共
910 生できる地域社会づくりの支援を行っていく必要があります。

911

912 【推進の方向と具体的施策】

913 (1) 飼い主のいない猫対策の普及啓発

914 ① 対策が単なる餌やりと誤解され、地域での対立を招くことを防止する
915 ため、認知度向上や対策推進について市町村とともに検討します。

916 ② 餌を与える人に責任の自覚を促し、効果的な対策となるよう普及啓発を
917 行います。

918

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	県民
①	◎	◎	○	○	◎	○
②	◎	◎	◎	○	◎	○

919 ◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

920

921 (2) 地域における飼い主のいない猫対策の推進

- 922 ① 地域の合意形成を図るための活動を支援します。
- 923 ② 動物愛護センター等による不妊去勢手術の支援により対策を推進しま
- 924 す。
- 925 ③ 不妊去勢手術の支援方法について、市町村、獣医師会等とともに検討し、
- 926 対策の推進を図ります。
- 927

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	県民
①	◎	◎	○	○	◎	◎
②	◎	◎	◎	○	◎	◎
③	◎	◎	◎	○	◎	○

928 ◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

- 929
- 930 (3) 市町村と動物愛護団体等との連携の推進
- 931 ① 住民による取組の後押しや、飼い主のいない猫を保護して譲渡先を探
- 932 す等動物病院や動物愛護団体等と連携して取り組む市町村への支援を検
- 933 討します。

934

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	県民
①	◎	◎	◎	○	◎	◎

935 ◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

936

937

938

939

940

941

942

943

944

945

946

947

948

949

950

7 学校教育との連携 ～いのちの教育等の拡充～

【現状と課題】

法第1条において、「人と動物の共生する社会の実現を図ること」が法の目的として規定されており、この実現のためには、法第3条において、地方公共団体は「普及啓発を図るように努めなければならない。」と規定されています。

県では、この普及啓発の一環として、将来の社会を担う小中学生等を対象として動物愛護教室等を開催してきました。

平成29年4月に動物愛護センターが開所されてからは、この動物愛護センターを活用した動物介在教育の一種である「いのちの教育」を教育委員会と連携して行っています。動物愛護センターを活用した「いのちの教育」では、動物を介して、豊かな人間性・社会性、規範意識の醸成だけでなく、自他の生命尊重について学ぶことで、近年社会問題となっているいじめによる自殺やいのちを軽視する言動について顧みる機会の提供を行っています。

将来、県内すべての小学校等において、動物愛護センターを介さず「いのちの教育」が実施できるよう、現在、動物愛護センターへの訪問授業、小学校等への職員派遣による出前授業等の支援を行っており、令和元年度は43校9団体の子どもたち2,275名に「いのちの教育」を行いました。

単独で授業可能な小学校等はまだまだ少なく、単独での授業実施の支援や学校教育プログラムへの組み込みなど体制整備を行っていき、県下全域にこの「いのちの教育」を拡大していく必要があります。

今後もこの「いのちの教育」を推進し、社会全体に生命を尊重する心、他者を思いやる心、生命に対する畏敬の念が一般化し、「人と動物の共生する地域社会の実現」を目指します。

また、「いのちの教育」と併せて、動物とのふれあい教室や適正飼養教室等の動物愛護教室等を獣医師会等と連携して行い、幼少期における動物愛護思想の醸成を図ります。

【推進の方向と具体的施策】

(1) 「いのちの教育」の推進と拡充

- ① 教育委員会等主催の教員対象研修等に職員を派遣し実施校数を拡大します。
- ② 学校単独での実施を支援します。
- ③ 拡充のための体制整備を推進します。

989

	教育機関	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	◎	○	○	○	□	○	△
②	◎	◎	○	○	○	□	○	△
③	◎	◎	○	○	○	□	○	△

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

990

991

992

(2) 幼児・児童・生徒に対する動物とのふれあいや適正飼養についての普及啓発

993

994

① ふれあい教室や適正飼養教室等の動物愛護教室等を開催します。

995

② 獣医師会や動物愛護推進員等のボランティアの連携体制を構築します。

996

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	○	○	○	○	□	□
②	◎	○	◎	○	◎	□	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

997

998

999

1000

1001

1002

1003

1004

1005

1006

1007

1008

1009

1010

1011

1012

1013

1014

1015

1016

1017 8 動物愛護団体との連携と支援

1018

1019 【現状と課題】

1020 県内でも、犬及び猫の譲渡事業や適正飼養の啓発活動を行っている個人、
1021 グループが存在しており、広域的な活動区域をもつ大規模な団体や、法人格
1022 を有する団体も組織されています。

1023 保護、引取りされた犬及び猫の新しい飼養者を探す譲渡事業については、
1024 このような団体等との連携により、譲渡等の普及を図っています。

1025 また、近年では地域における動物保護、地域猫活動、不適正飼養等への対応
1026 等動物愛護活動を行う個人やグループによる活動は、多岐に渡っており、本
1027 県の動物愛護を推進していくうえで、各地域において重要な役割を果たして
1028 いると言えます。

1029 基本指針においても、今後の施策の展開の方向性として、多様な主体との
1030 連携・協働等も謳われていることから、こうした活動をさらに推進し、県下
1031 全域に広げていくために、公益的な動物愛護団体の連携と支援を行うことが
1032 必要となってきます。

1033

1034 【推進の方向と具体的施策】

1035 (1) 動物愛護団体等との連携、支援

1036 ① 県内において動物の適正飼養等の普及啓発活動を行っている個人、グ
1037 ループ、団体等（以下「動物愛護団体等」という。）との連携を図るとと
1038 ともに、支援を行います。

1039 ア 適正飼養講習会の実施

1040

1041 ② 県内を拠点とし、譲渡事業等を行っている動物愛護団体等との連携を
1042 図るとともに、支援を行います。

1043 ア 譲渡事業等への連携、支援

1044

1045 ③ 地域における動物保護や地域猫活動等動物愛護活動を行っている動
1046 物愛護団体等との連携を図るとともに、支援を行います。

1047

1048 ア 動物保護活動への連携、支援

1049 イ 地域猫活動への連携、支援

1050

1051 ④ 不適正飼養等に対応する動物愛護団体等との連携を図るとともに、支
1052 援を行います。

1053 ア 不適正飼養等に対応する動物愛護団体等との連携、支援

1054

1055

	推進員・団体 ボランティア	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	飼養者	県民
①ア	◎	◎	○	○	○	○	○
②ア	◎	◎	○	○	○	○	○
③ア	◎	◎	○	○	○	○	○
③イ	◎	◎	○	○	○	○	○
④ア	◎	◎	○	○	○	○	○

1056

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1057

1058

(2) 動物愛護団体等の連携強化

1059

① 動物愛護団体等同士の連携を強化するために支援します。

1060

ア 活動内容等についての情報を共有し、連携促進と活動推進のための
協議の場の設置（例：動物愛護活動団体連絡協議会（仮称）の設置）。

1061

1062

	推進員・団体 ボランティア	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	飼養者	県民
①ア	◎	◎	○	○	○	○	○

1063

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1064

1065

1066

1067

1068

1069

1070

1071

1072

1073

1074

1075

1076

1077

1078

1079

1080

1081

1082 9 多頭飼育問題や虐待等不適正な飼養への対応

1083

1084 【現状と課題】

1085 令和元年の法改正において、虐待の通報について獣医師への義務化、遺棄、
1086 虐待等に対する罰則の引上げ等が行われた他、多頭飼育等に起因した不適正
1087 飼養や周辺的生活環境の悪化、さらに個々の動物が衰弱する等の虐待につい
1088 て福祉部局等と連携した対応等が規定されました。

1089 しかし、国や県等による適正飼養の推進の一方で、依然として安易な購入
1090 による飼育放棄、遺棄、虐待等の事案や、飼養動物のみだりな繁殖等に起因
1091 する多頭飼育等の問題が一部において発生しています。事案等に対しては、
1092 適正飼養の指導等を行うことで改善を図っているところですが、今後はより
1093 一層多様な関係者と連携して問題解決に向け対応し、適正飼養の推進を図り
1094 ます。

1095

1096 【推進の方向と具体的施策】

1097 (1) 多頭飼育問題への対応強化

1098 ① 多頭飼育問題に対応するための連携体制を構築します。

1099 ア 県・市町村の福祉部局、動物愛護団体等とのネットワーク構築による
1100 多頭飼育崩壊の未然防止

1101 イ 動物愛護推進員の地域活動における早期探知

1102

1103 ② 多頭飼育問題解決への対応力を強化します。

1104 ア 国のガイドラインを参考とした対応マニュアルを作成

1105 イ 県・市町村の行政担当者等向け研修会の実施

1106 ウ 動物愛護推進員への研修会の実施

1107 エ 動物愛護団体等と連携した対応の推進

1108

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	◎	○	○	◎	○	□
①イ	◎	○	○	○	◎	○	□
②ア	◎	○	○	○	○	○	□
②イ	◎	◎	○	○	○	□	□
②ウ	◎	○	○	○	◎	□	□
②エ	◎	○	○	○	◎	□	□

1109 ◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1110

- 1111 (2) 動物の遺棄・虐待への対応強化
- 1112 ① 動物の遺棄・虐待を未然に防止するため、注意喚起の掲示等普及啓
- 1113 発を強化します。
- 1114 ア 各種広告媒体や講習会を活用した普及啓発活動
- 1115 イ 遺棄が多い場所の管理者に注意喚起の掲示物の配布
- 1116
- 1117 ② 住民からの相談や獣医師からの通報により遺棄・虐待を疑う事例を把
- 1118 握した場合には、実態調査を行うとともに、福祉部局、警察や関係団体等
- 1119 と連携して対応します。
- 1120 ア 遺棄・虐待に関する相談・通報窓口の明確化
- 1121 イ 警察や関係団体等とのネットワーク構築
- 1122 ウ 警察や関係団体等との連携した対応による早期解決
- 1123
- 1124 ③ 遺棄・虐待事案への対応力を強化するための人材育成を推進します。
- 1125 ア 国等が主催する研修会への県行政担当者の派遣
- 1126 イ 県・市町村の行政担当者研修会の実施
- 1127 ウ 動物愛護推進員への研修会の実施
- 1128

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	警 察	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	◎	◎	○	○	○	○	□
①イ	◎	◎	○	○	○	◎	○	□
②ア	◎	○	◎	◎	○	○	○	□
②イ	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	□
②ウ	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	□
③ア	◎	□	□	□	□	□	□	□
③イ	◎	◎	○	○	○	○	□	□
③ウ	◎	○	○	○	○	◎	□	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

- 1129
- 1130
- 1131
- 1132
- 1133
- 1134
- 1135
- 1136
- 1137

1138 10 動物取扱業者の適正化

1139

1140 【現状と課題】

1141 平成17年の法改正により、動物取扱業を営もうとする者は、法第10条
1142 の規定により、「都道府県知事の登録を受けなければならないこと」とされ、
1143 法により登録の基準や、登録後の遵守基準等が定められました。

1144 平成24年の法改正では、従前の動物取扱業は第一種動物取扱業とされ、
1145 そのうち、犬猫等販売業には追加で特例の規制が設けられました。また、非
1146 営利で施設を設けて動物の譲渡し等を行う者として、第二種動物取扱業の届
1147 出制度が創設されました。

1148 また、令和元年の法改正では、動物取扱業者の更なる適正化を図るため、飼
1149 養等に関する数値基準等遵守基準の明確化、犬猫等販売業者へのマイクロチ
1150 ップの装着・情報登録の義務化等が規定されました。

1151 動物取扱業者が扱う動物にあっては、一般的な商品としてではなく、命あ
1152 る存在としての配慮が必要であり、顧客に対しても適正な飼養又は保管のた
1153 めに必要な情報を提供することが義務付けられています。

1154 しかし、一部の動物取扱業者の中には、適正飼養に関する知識の不足や、誤
1155 った知識、手法等での動物の取扱いや、施設の衛生管理等について不適切な
1156 例もあるようです。

1157 今後も引き続き、動物取扱業者の適正化を図るため、令和元年の法改正の
1158 趣旨を踏まえ、業態に応じて立入り及び指導を行うとともに、社会における
1159 動物取扱業者の役割を自認させ、社会全体における適正飼養を推進していく
1160 必要があります。

1161

1162 【推進の方向と具体的施策】

1163 (1) 動物取扱業者への適正飼養管理の指導

1164 ① 適正な飼養管理などの法令遵守事項についての動物取扱業者に対す
1165 る周知や指導及び監視の強化を行い、動物取扱業者の更なる適正化を図
1166 ります。

1167 ア 動物の繁殖・飼養の有無、施設の規模、定期報告の提出状況などを
1168 考慮した業態別の実効的な監視の実施

1169 イ 動物取扱責任者研修の充実

1170

	動物取扱業者	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	◎	○	○	○	○	□	□
①イ	◎	◎	○	○	○	○	□	□

1171 ◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1172
1173
1174
1175
1176
1177
1178

(2) 動物取扱業者との動物愛護管理活動の連携

① 動物を飼養しようとし又は飼養している顧客と直接接点のある動物取扱業者により、顧客に対し適正飼養及び終生飼養や繁殖制限並びに所
有明示措置等の普及啓発について協力を依頼します。

ア 動物取扱責任者研修会における協力の依頼

	動物取扱業者	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	◎	○	○	○	□	□	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1179
1180

(3) 動物取扱業者の資質向上

① 動物取扱業者が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質向上を図れるよう、その主体的な取組を推進します。

ア 動物取扱業者への情報提供

イ 動物取扱業者への各種研修会等の案内

	動物取扱業者	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	◎	○	○	○	□	□	□
①イ	◎	◎	○	○	○	□	□	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1187
1188
1189
1190
1191
1192
1193
1194
1195
1196
1197
1198
1199
1200
1201

1202 11 特定動物・産業動物・実験動物の適正な取扱いの推進

1203

1204 【現状と課題】

1205 特定動物は、万が一、逸走した場合、人への危害の可能性が高く、重大な事
1206 故につながる可能性があります。特定動物に関しては、令和元年の法改正に
1207 より、愛玩目的での飼養が禁止されました。県内でも42頭（令和2年3月
1208 31日現在）の特定動物が飼養されており、飼養者の資質向上に向けての一
1209 層の普及啓発や指導等が必要となります。

1210 産業動物の取扱いに関しては、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭
1211 和62年総理府告示第22号）」が定められ、適正化が図られています。また、
1212 近年、アニマルウェルフェアの観点より、農林水産省により「アニマルウェル
1213 フェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について（平成29年1
1214 1月15日付け29生畜第794号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通
1215 知）」が定められ、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を広く普及・定
1216 着させることが求められています。

1217 実験動物の取扱いに関しては、環境省が「実験動物の飼養及び保管並びに
1218 苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号）」を定め、
1219 動物を飼養及び利用する施設の自主管理により、取扱いの適正化を図る仕組
1220 みとなっていますが、動物が命あるものであることを踏まえ、その科学上の
1221 利用の目的を達することができる範囲において、適切な措置等を講じること
1222 が課題となっています。

1223

1224 【推進の方向と具体的施策】

1225 (1) 特定動物飼養者の資質向上

1226 ① 特定動物飼養者に対して、関係法令等のほか、緊急時の知事等への通
1227 報の義務、個体識別等の措置について周知徹底を図ります。

1228 ア 特定動物飼養者の資質向上のための普及啓発

1229 イ 特定動物飼養場所への立入調査

1230

	飼養者	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	県民
①ア	◎	◎	○	○	○	○	□
①イ	◎	◎	○	○	○	○	□

1231 ◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1232

1233

1234

1235

1236
1237
1238
1239

1240
1241
1242
1243
1244
1245
1246

1247
1248
1249
1250
1251
1252
1253
1254
1255
1256
1257
1258
1259
1260
1261
1262
1263
1264
1265
1266

(2) 畜産業者等に対する普及啓発

- ① 庁内の関係課と連携を図り、畜産業者等に対して、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の普及啓発に努めていきます。

	飼養者	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	県民
①	◎	◎	◎	○	◎	○	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

(3) 実験動物の適正な取扱いに係る普及啓発の実施

- ① 基準の周知に努めるとともに、①代替法の活用 (Replacement)、②使用数の削減 (Reduction)、③苦痛の軽減 (Refinement) の「3Rの原則」を普及啓発していきます。

	飼養者	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	県民
①	◎	◎	○	◎	◎	○	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1267 12 動物由来感染症対策

1268

1269 【現状と課題】

1270 県では、狂犬病をはじめとする動物由来感染症の予防対策について、パン
1271 フレット等の配布や市町村の広報誌、動物愛護啓発事業等を通じて普及啓発
1272 活動を行っています。

1273 動物取扱業者に対しても、動物由来感染症に関する正しい知識や、その予
1274 防法について理解を深めるよう指導していくとともに、病原体の保有調査を
1275 行い、県内の動物由来感染症の動向把握に努めます。

1276 対策にあたっては、宮崎大学と連携協力し、新たな知見や情報の収集、調
1277 査・研究を進めるとともに狂犬病等の国内発生に備え、検査体制の構築を図
1278 っています。

1279 発生に備えて、医療・獣医療機関の連携協力を密にし、「One Health」の
1280 観点より発生時の感染拡大防止を図っていきます。

1281

1282 【推進の方向と具体的施策】

1283 (1) 動物由来感染症に関する正しい知識の普及

1284 ① 国をはじめとする関係機関との連携による、動物由来感染症に関する
1285 情報収集を行います。

1286 ② ホームページ等を活用した動物由来感染症情報を発信します。

1287 ③ 動物取扱業者を通じた飼養者への正しい知識の普及啓発を推進しま
1288 す。

1289 ④ リーフレット等の配布による普及啓発を実施します。

1290

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	宮崎大学	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	○	○	◎	○	○	○	○
②	◎	○	◎	○	○	○	○	○
③	◎	○	○	○	○	○	○	○
④	◎	○	◎	○	○	○	○	○

1291 ◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1292

1293 (2) 動物由来感染症のモニタリング等

1294 ① 保健所や動物愛護センター等の犬猫について、動物由来感染症の病原
1295 体や抗体保有状況の調査により、県内の動物由来感染症の動向を把握し
1296 ます。

1297

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	宮崎大学	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	○	○	◎	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1298

1299

(3) 宮崎大学との連携

① 宮崎大学と連携し、狂犬病等に対する検査体制を構築します。

1302

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	宮崎大学	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	○	○	◎	○	○	○	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1303

1304

(4) 動物由来感染症発生時の対応整備と医療・獣医療機関のネットワーク構築

① 動物由来感染症の対応マニュアルを作成します。

② 「One Health」への取組として、医療機関、獣医療機関の間で、必要な情報を共有・提供できるネットワークの構築を図ります。

1310

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	宮崎大学	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	○	○	◎	○	○	○	□
②	◎	○	◎	◎	○	○	○	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1311

1312

1313

1314

1315

1316

1317

1318

1319

1320

1321

1322

1323

1324

1325 13 災害等非常時対策

1326

1327 【現状と課題】

1328 近年、地震や風水災害等の自然災害の発生頻度が増えています。これら自
 1329 然災害の発生とその被災状況を受けて、平成30年3月に環境省により「人
 1330 とペットの災害対策ガイドライン」が発行されました。その中では、動物の
 1331 飼い主には防災の基本が「自助（自分の命は自分で守ること）」であること
 1332 を念頭に、こういった災害が発生した場合の対策について事前に想定し、災
 1333 害時に自分と飼養動物の身を自分で守るための安全確保、避難所生活に備え
 1334 た「適正訓練」や「感染症予防」等の適切な飼養管理を行うこと、飼養動物の
 1335 ための避難用品や備蓄品を準備しておくことが求められています。この自助
 1336 による自身の安全確保を前提に、地域住民同士で助けあう「共助」も重要で
 1337 あり、この2つが、行政機関が支援する「公助」が開始されるまで実質的に
 1338 災害対応の主体となります。

1339 「公助」として、宮崎県地域防災計画に基づき、獣医師会、市町村及び動物
 1340 愛護団体など、県内の関係機関が連携し、迅速な動物の救護などの対策が行
 1341 える体制を整備し、災害に備える必要があります。県では、令和2年4月に
 1342 宮崎県動物救護本部設置要綱及び実施要領を定め、体制整備を図っていると
 1343 ころです。

1344 このような体制整備等については、自然災害に限らず感染症の全国的流行
 1345 等の非常時に備えても行っていく必要があります。

1346

1347 【推進の方向と具体的施策】

1348 (1) 飼い主の自助力・共助力向上

- 1349 ① 「適正訓練」、「感染症予防」等を含めた平常時からの適切な飼養管
 1350 理を推進します。
- 1351 ② 飼養動物の所有明示を推進し、行方不明となることを防止します。
- 1352 ③ 飼養動物用の避難用品や備蓄品の準備を啓発します。
- 1353 ④ 飼い主の自助力・共助力向上のための研修会を開催します。

1354

	飼養者	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	県民
①	◎	◎	◎	○	○	○	○
②	◎	◎	◎	○	○	○	○
③	◎	◎	◎	○	○	○	○
④	◎	◎	◎	◎	○	○	○

1355 ◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1356
 1357 (2) 災害対策に備えた県、獣医師会、市町村及び関係団体との連携
 1358 南海トラフ等巨大地震が発生した際に、近隣県からの愛護動物の救援活
 1359 動が迅速かつ円滑に行えるように九州・山口9県による「災害時愛護動物
 1360 救護応援協定」を平成25年10月22日付けで締結しました。
 1361 今後、愛護動物の被害想定等を含め、協定に規定された連携の強化を図っ
 1362 ていきます。
 1363 また、避難所運営を行う市町村とは、飼養動物の避難所受入れを含め、地
 1364 域防災訓練の実施、災害に備えた人材育成等による連携を図っていきます。
 1365
 1366 ① 地域防災計画等に基づいた対応マニュアル等を整備します。
 1367 ② 飼養動物同行避難が可能な避難所の事前設定等受入れ体制整備を推進
 1368 します。
 1369 ③ 地域防災訓練への飼養動物の同行避難の実施を推進します。
 1370 ④ 救護動物に対するサポート体制を整備します。
 1371 ⑤ 市町村担当者向けの研修会の開催等による人材育成を推進します。
 1372 ⑥ 災害時動物救護ボランティアを育成します。
 1373 ⑦ 民間企業と連携した研修会の開催等による人材育成を推進します。
 1374

	市町村	県 (宮崎市含む)	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	◎	◎	○	○	□	□
②	◎	◎	◎	○	○	△	○
③	◎	○	○	○	○	△	○
④	◎	◎	◎	○	○	△	○
⑤	◎	◎	○	○	◎	△	○
⑥	◎	◎	○	○	◎	◎	○
⑦	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1375
 1376
 1377 (3) 災害時の動物救護対策
 1378 ① 避難所における同行避難への体制を整備します。
 1379 ② 動物シェルター等一時保管施設の確保を推進します。
 1380 ③ 関係団体等によるサポート体制を整備します。
 1381 ④ 災害時動物救護ボランティア及び動物愛護推進員による動物の避難、保護活動へ
 1382 の協力を支援します。
 1383

1384

	県 (宮崎市含む)	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	◎	○	○	○	△	○
②	◎	◎	◎	○	○	△	○
③	◎	○	◎	◎	◎	△	△
④	◎	○	○	○	◎	○	○

1385

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1386

1387

(4) 特定動物の災害時対策の徹底

1388

① 特定動物逸走時対応マニュアルを整備します。

1389

② 飼い主等による災害時対策の徹底を図ります。

1390

③ 逸走時の動物収容の体制を整備します。

1391

	県 (宮崎市含む)	飼養者	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	動物取扱業者	県民
①	◎	△	○	○	○	○	□
②	◎	◎	○	○	○	○	□
③	◎	◎	○	○	○	○	○

1392

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1393

1394

(5) 非常時における支援の充実

1395

① 非常時の飼育動物の預かり等支援体制の整備をします。

1396

	県 (宮崎市含む)	飼養者	市町村	獣医師会	関係機関 関係団体	推進員・団体 ボランティア	県民
①	◎	◎	◎	◎	○	○	□

1397

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

1398

1399

1400

1401

1402

1403

1404

1405

1406

第3章 目標設定と進捗状況管理

1 動物愛護管理推進目標の設定

各施策の取組による成果指標として、動物愛護管理推進目標を設定します。

この動物愛護管理推進目標については、国が定めた基本指針に準じて、犬及び猫の殺処分数に関するものを前回推進計画に引き続き設定します。

犬及び猫の殺処分数を減少させていくためには、より一層、返還数及び譲渡数の増加に取り組む必要があります。これらの数値が新たな指標となるよう以下のように県独自の目標を設定し、達成に向け取り組みます。

また、動物愛護管理施策を推進し、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現のためには、地域に根ざした普及啓発や教育活動が不可欠となるため、それらについても目標を設定し、動物愛護思想の醸成を図ります。

評価の時期は、本計画の終期である令和12年度（2030年度）に設定します。

(1) 犬及び猫の殺処分数（※国の基本指針に準拠して設定）

犬及び猫の殺処分（負傷動物を除く）について、譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難な個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度までに平成30年度比60%減（基本指針では「平成30年度比50%減」）となるよう目指します（表10）。

表10 犬及び猫の殺処分数

	平成30年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
犬及び猫の殺処分数	416	166
(うち犬の殺処分数)	146	
(うち猫の殺処分数)	270	

※基準年度は国の基本指針に準拠して設定

(2) 犬及び猫の返還・譲渡率（※県独自設定）

犬及び猫の殺処分数を減少させるため、この計画で実施する施策等をおして、返還・譲渡を推進し、令和12年度までに犬の返還・譲渡率を90%以上、猫の返還・譲渡率を70%以上となるよう目指します（表11）。

1439

表 1 1 犬及び猫の返還・譲渡率

	令和元年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
犬の返還・譲渡率	86%	90%以上
猫の返還・譲渡率	64%	70%以上

1440

※基準年度は最新年度に設定

1441

1442 (3) 動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティア数 (※県独自設定)

1443

この計画における施策を実行するにあたり、行政単独では困難なことが想定されます。そのため、地域における動物愛護を推進する動物愛護推進員を委嘱し、また、施策実行に協力する動物愛護関係ボランティアの登録を積極的に行い、令和12年度までに動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティア数を令和元年度比で3倍に増やします(表12)。

1448

1449

1450

表 1 2 動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティア数

	令和元年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
動物愛護推進員及び 動物愛護関係ボランティア数	59名	177名

1451

※基準年度は最新年度に設定

1452

1453 (4) いのちの教育や動物愛護教室等の履修児童数 (※県独自設定)

1454

将来における「人と動物が真に共生する地域社会」の実現のためには、幼少期における動物愛護思想の醸成が非常に重要となります。そのため、令和12年度までに累計25,000人の児童を対象にいのちの教育や動物愛護教室等を広く実施します(表13)。

1455

1456

1457

1458

1459

表 1 3 いのちの教育や動物愛護教室等の履修児童数

	令和元年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
いのちの教育・動物愛護教室等の履修児童数	3,088名	累計 25,000名

1460

※基準年度は最新年度に設定

1461

1462 2 進捗状況管理

1463

目標達成のために、13の具体的な取組について、25のモニタリン

1464 グ項目を設定し、1年ごとに現状把握及び進捗状況管理を行います（表
 1465 14）。

1466

1467 表14 具体的な取組及びモニタリング項目の対応表

具体的な取組	モニタリング項目
1 動物の飼養者等による適正な飼養管理の普及啓発	①苦情相談受付件数 ②犬及び猫の返還率 ③適正飼養教室、適正訓練教室の開催回数 ④普及啓発事業開催回数
2 県民への動物愛護意識の普及啓発	④普及啓発事業開催回数
3 県民参加型の動物愛護推進のための体制づくり	⑤動物愛護推進員人数 ⑥動物愛護関係ボランティア人数
4 犬及び猫の引取り業務の改善と終生飼養の推進	⑦犬及び猫の引取り件数 ⑧高齢のペット飼養者に係る飼養相談件数
5 譲渡の推進	⑨犬及び猫の譲渡率 ⑩譲渡事業実績 ⑪動物愛護関係ボランティアとの連携実績
6 飼い主のいない猫対策の推進	⑫野良猫の不妊去勢手術実績 ⑬地域猫活動を支援する市町村数 ⑭保健所等に収容される放置猫数
7 学校教育との連携 ～いのちの教育等の拡充～	⑮いのちの教育実施実績 ⑯動物愛護教室等実施実績
8 動物愛護団体との連携と支援	⑰動物愛護団体等との連携実績
9 多頭飼育問題や虐待等不適正な飼養への対応	⑱多頭飼育に関する苦情相談受付件数 ⑲遺棄・虐待に関する苦情相談受付件数
10 動物取扱業者の適正化	⑳動物取扱業者巡回指導実績
11 特定動物・産業動物・実験動物の適正な取扱いの推進	㉑特定動物飼養者巡回指導実績 ④普及啓発事業開催回数
12 動物由来感染症対策	④普及啓発事業開催回数 ㉒動物由来感染症保有調査件数
13 災害等非常時対策	④普及啓発事業開催回数 ㉓避難所のペット対応体制整備市町村数 ㉔災害時動物救護ボランティア人数
1～13	㉕犬及び猫の殺処分数

1468